

令和6年度 入札参加資格審査申請書提出要領
(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託)

令和6年度に佐野市（上下水道局を含む）が発注する、建設工事や測量・設計などの入札に参加したい方は、次の要領で手続きをしてください。

※市単独の手続きです。県との共同受付ではありませんのでご注意ください。

1. 入札参加申請の前提要件

(1) 建設工事

- ① 建設業の許可を受けていること（建設業法第2条第3項）。
- ② 国土交通大臣又は都道府県知事の行う経営事項審査を受けていること。
審査基準日が令和4年8月1日から令和5年7月31日の間に含まれる経営事項審査を受審し総合評定値の通知を受けていること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4に規定する欠格事項に該当していないこと。
例えば、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、契約の履行に当たり故意に工事を粗雑にした者などは失格とする。
- ④ 国税（消費税を含む）及び地方税を完納していること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していない者で、適正な競争を妨げる恐れがないもの。
- ⑥ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行している者であること。（ただし、当該届出の義務がない者を除く）
- ⑦ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行している者であること。（ただし、当該届出の義務がない者を除く）
- ⑧ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行している者であること。（ただし、当該届出の義務がない者を除く）

(2) 測量・建設コンサルタント等

- ① 地方自治法施行令第167条の4に規定する欠格事項に該当していないこと。
例えば、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にした者などは失格とする。
- ② 業務に関し、法律上必要とする資格を有すること。
- ③ 国税（消費税を含む）及び地方税を完納していること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していない者で、適正な競争を妨げる恐れがないもの。

2. 申請区分

佐野市では、申請者の本店等の所在により、次の区分を設けています。

申請区分により、提出書類が異なるので、注意してください。

○市内業者………法人の場合は、本社が佐野市内にある業者

個人の場合は、代表者が佐野市内に居住し、かつ、本店が佐野市内にある業者

○準市内業者………本社が佐野市外にあって、その支店・営業所等が佐野市内で営業している業者で、

(1) 佐野市に法人市民税を納付していること。

(2) 営業所等において独立した営業活動が可能であること。

※入札及び請負契約の締結権等が本社から委任されており、営業所等の代表者以外に技術職員が常駐できること。かつ、営業所等においての許可や登録が必要な業種については、その手続きがなされていること。

○県内業者………本社が栃木県内の業者

○準県内業者………本社が栃木県外だが、入札・契約締結権等が栃木県内の支店・営業所等に委任されている業者

○県外業者………上記以外の業者

3. 提出要領

(1)受付期間	令和6年1月15日（月）から 令和6年1月29日（月）まで（期日必着）
(2)申請方法	封筒に『申請書在中』と朱書きのうえ、『一般書留』『簡易書留』『特定記録』又は『レターパック』のいずれかにより、下記郵送先へ郵送すること。 ※受付票返信用封筒（84円切手貼付、担当者を明記）を同封すること。 【郵送先】 〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地 佐野市役所 技術センター部 契約検査課 契約係
(3)提出書類	・建設工事 「令和6年度佐野市入札参加資格審査申請書類一覧表（建設工事）」のとおり ・測量・建設コンサルタント等 「令和6年度佐野市入札参加資格審査申請書類一覧表（測量・建設コンサルタント等）」のとおり
(4)有効期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4. 注意事項

- ①すでに入札参加資格を有する業者の方が登録業種の追加をする場合、また、本店登録中の業者の方が新たに支店や営業所等に入札手続きの委任を希望する場合（新たに受任者の設定をする場合）、現在登録中の受任者の地域区分を県外から準県内へ、県外から準市内へ変更する場合、準県内から準市内へ変更する場合は申請をしてください。（※随時受付での変更はできません）
- ②草刈・側溝清掃業務については、「物品・役務」での発注となりますので、申請はできません。「物品・役務」の入札参加資格審査申請において登録をお願いいたします。
- ③調査・設計等の業務については業務内容により「測量・建設コンサルタント」または「物品・役務」での発注となる場合がありますので、参加を希望される場合はそれぞれの区分への登録をお願いいたします。
- ④提出書類作成上の基準日は、経営事項審査を申請する日の直前の営業年度の終了日（業務委託は、直前の決算日）とする。

5. 問合せ先 佐野市 技術センター部 契約検査課 契約係

電 話 0283-20-3027

FAX 0283-20-3035

※市単独の手続きです。県との共同受付ではありませんのでご注意ください。